

(郡山市: 令和6年度介護施設整備事業者の公募) Q&A

No.	サービス種別	質 問	回 答
1	介護医療院	(1) 介護老人保健施設から介護医療院への転換ということで、土地の取得及び建物新築の予定が無いため、No.19.計画地選定理由書～No.29.施設設計基本方針までと、No.41.用地取得費調書、No.42.建築工事費等見積書は必要ないと思われるため、提出を省略しても良いか。 (2) 贈与を受ける予定や金融機関からの借入の予定が無いため、No.46～No.60の書類の提出を省略して良いか。	・提出書類については応募書類チェック表によりご確認ください。(「◎」は必ず提出、「○」は該当する場合、提出。) ・応募をいただく法人様に応じて状況は様々であると思われるため、上記の対応をお願いします。 ・建築工事等見積書等、該当がなく書類を提出しない場合は「該当ない」旨、記載をした書類を添付願います。
2	特別養護老人ホーム	(1) 特別養護老人ホームと障害者支援施設(通い)を複合型で施設整備をする計画の場合、補助額の変更はあるのか。 (2) 障害者施設で将来的にショートステイ等の事業の計画があり、スペース確保している設計でも補助額変更等があるのか。 (3) 事業計画作成において、障害者施設と特養ホームの予算関係の按分のあり方は。	(1) 特別養護老人ホームを整備する際、施設整備に要する建築費等が補助対象となるが、総事業費のうち特別養護老人ホーム事業費分と補助金額(3,267千円に整備床数を乗じて得た額)を比較して、補助金額が事業費を上回った場合に補助額の減額をする場合があります。 (2) 補助金により取得した財産等については、一定期間、財産処分(目的外使用、譲渡、交換等)が制限されます。 (3) 予算関係の按分方法に明確な規定はありません。施設整備費に関する事業費は、面積按分により計算する方法があります。(面積按分: 総面積に対する専用区画面積の割合を総事業費に乗じて計算をする。)
3	介護医療院	(1) 第6号様式②計画地土地一覧表について 当施設は既に介護老人保健施設を開設し、数十年に渡りこの土地で経営している。当然ながら土地は取得、もしくは賃借済みであり、その当時に法令上の制限等については必要な手続きを済ませている。標記様式にある「土地法令上の制限該当の有無」は既に手続きを済ませている分については「無」として良いか。それとも、手続きを済ませているかどうかではなく、その土地そのものに対し法令上の制限が有るのか無いのかを問われているのか。	必要な手続きを済ませている場合は「無」に記載願います。

No.	サービス種別	質 問	回 答
4	地域密着型サービス (認知症対応型通所 介護・小規模多機能 型居宅介護・認知症 対応型共同生活介 護)	(1)土地及び施設に関する応募要件について 整備候補地について、土地を貸与する場合、「経営する事 業の存続に必要となる期間(30年以上)の地上権又は賃借 権を設定し、かつ、これを登記すること。」とあるが、無償貸 付の場合も当該手続きが必要か。	当該記載は有償貸付を前提としたものであり、無償貸付 の場合は左記の手続きは要しません。
5	地域密着型サービス (認知症対応型通所 介護・小規模多機能 型居宅介護・認知症 対応型共同生活介 護)	(1)同一法人における複数の応募について 小規模多機能型居宅介護の公募について、同一法人が2 件の応募(整備候補地が異なる)をすることは可能か。	同一法人において2件の応募をすることは可能です。